

広島県地域リハビリテーション専門職等人材育成研修実施要綱

1 目的

地域包括ケアシステムの強化に向けて、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかける介護予防事業を推進するために、多職種との連携の必要性を理解し、市町等からの派遣要請に応じ、地域ケア会議や住民主体の通いの場等の多様な場において技術的助言等を実施できる人材を養成する。

2 研修対象者

市町事業へ協力する地域リハビリテーションに係る専門職等（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士・栄養士等）、市町担当者、地域包括支援センター職員等

3 研修内容

- (1) 地域リハビリテーションの視点に基づき、多職種連携を基にした「口腔」、「栄養」、「運動」、「社会参加」への一体的な取り組みが実践できる内容とし、基礎研修と専門研修に分けて実施する。
- (2) 基礎研修及び専門研修の内容及び運営の方法等は、別に定める。

4 実施

- (1) 研修の実施主体は、県とする。
- (2) 県は、研修の一部又はすべてを広島県地域包括ケア推進センターに委託して実施することができる。

5 修了証の交付

- (1) 基礎研修及び専門研修の両方を受講した者に対し、修了証を交付する。
- (2) 修了証の交付を希望する者は、申請書（様式1）を県へ提出し、受講の確認を受けるものとする。
- (3) 県は、受講の確認ができた者に対し、様式2により修了証を交付する。
- (4) 県は、修了証を交付した者について、修了証番号、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- (5) 修了証の交付については、この要綱に定めるほか、別に定める。

6 その他

- (1) 修了証は、広島県地域リハビリテーション推進事業実施要綱に定める広島県地域リハビリテーションサポートセンターの指定基準である研修の受講を満たすことを証明する書類として使用することができる。
- (2) 個人情報、法令に基づき適正に管理するとともに、修了証に関する情報については、本人の同意を得た上で地域リハビリテーション支援体制の運営のために利用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に実施された研修で、基礎研修及び専門研修に該当するものは、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 9 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行し、令和 5 年 3 月 22 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 29 日から施行し、令和 6 年 9 月 2 日から適用する。

様式1

広島県地域リハビリテーション修了証申請書

申請日 年 月 日

氏名 (ふりがな)

広島県地域リハビリテーション専門職等人材育成研修修了証交付要綱に基づき、次のとおり申請します。

所属施設名		
所在地	(〒 —)	
職種		
生年月日		
連絡先(e-mail)		
地域リハビリテーションに係る研修受講状況	区分	研修番号
	基礎	
	専門	
研修や活動依頼のお知らせの希望について (当てはまるもの全てに✓を入れてください。)	<input type="checkbox"/> ①研修のお知らせを希望する。 <input type="checkbox"/> ②活動依頼の連絡を希望する。 <input type="checkbox"/> ③いずれも希望しない。 (※①、②に✓をつけられた方は、地域リハビリテーション広域支援センターから情報提供をさせていただきます。)	

(注)この申請により、上記情報が、地域リハビリテーション支援センター、広域支援センター、サポートセンターへ情報提供されることに同意したものとみなします。

※申請後、記載内容に変更が生じた場合は、広島県健康づくり推進課 (fukensui@pref.hiroshima.lg.jp) へ変更内容を連絡してください。

県記載欄 受付日 年 月 日

確認者	修了証番号	備考

第 号

修了証書

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、広島県の定める地域リハビリテーション専門職等
人材育成研修を修了したことを証します

年 月 日

広島県知事